

令和4年第9回

東大和市農業委員会議事録

令和4年9月22日

東大和市中心公民館201学習室

東大和市農業委員会

令和4年第9回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和4年9月22日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市中心公民館201学習室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第19号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第20号 農地法第5条の規定による届出について
日程第5 議案第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 5 出席委員(15名)

1番 鈴木 哲	2番 比留間 淳 二
3番 西川 慶 子	4番 内野 芳 夫
5番 原 正 男	6番 森田 良 子
7番 町田 悦 郎	8番 岸 光 敏
9番 杉本 実	10番 岩田 高 雄
11番 和地 毅	12番 橋本 訓 夫
13番 小林 由美子	14番 大羽 敬 子
15番 大熊 和 春	
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席した職員
事務局長 佐伯 芳 幸 係 長 岩田 豊 和
- 8 会議の結果
報告19号~20号について、専決処理を確認した。
議案第9号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は15名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はありません。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 ただいまより令和4年第9回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について事務局より報告をいたさせます。

佐伯事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第5までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第19号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第20号 農地法第5条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、議案第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、6番、森田 良子委員、7番、町田 悦郎委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第19号

議 長 続きまして、日程第3、報告第19号 農地法第3条の規定による届出2件について
専決処理をいたしておりますので、報告をいたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第19号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第20号

議 長 続きまして、日程第4、報告第20号 農地法第5条の規定による届出2件について
専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第20号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。
なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第9号

議長 続きまして、日程第5、議案第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

佐伯事務局長。

事務局長 (議事日程に基づき説明 3件)

議長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号3番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

大熊委員 写真2枚目にごございます特例適用除外直売所の写真が載っておりますが、これは生産緑地ではあるけれど、相続税の納税猶予は適用外ということですね。

議 長 本件については事務局より説明してもらいます。

係 長 はい。その通りです。以前は生産緑地内に直売所を設けることは出来ませんでした
が数年前の改正により、農業に付帯する設備、例えば農家レストランや農産物の直売所な
どは可能となりましたが、納税猶予の特例適用農地からは除外となります。

大熊委員 わかりました。

議 長 他にありますか。特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例総
会を閉会といたします。

(午後 2時38分)